



【講義①】 成年後見制度利用促進のこれまでと今後

令和4年1月14日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

室長 松崎 俊久

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

成年後見制度利用促進法に基づく取組について

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

- 【目的】 認知症、障害により財産の管理及び日常生活に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進施策を総合的かつ計画的に推進すること
- ⇒成年後見制度利用促進会議(法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣で構成)を設け、成年後見制度利用促進専門家会議(当事者、有識者等で構成)の意見を聴いた上で、成年後見制度利用促進基本計画を定めるなどして推進

成年後見制度利用促進基本計画(H29年度～R3年度)
(平成29年3月閣議決定)

基本計画に基づく主な取組

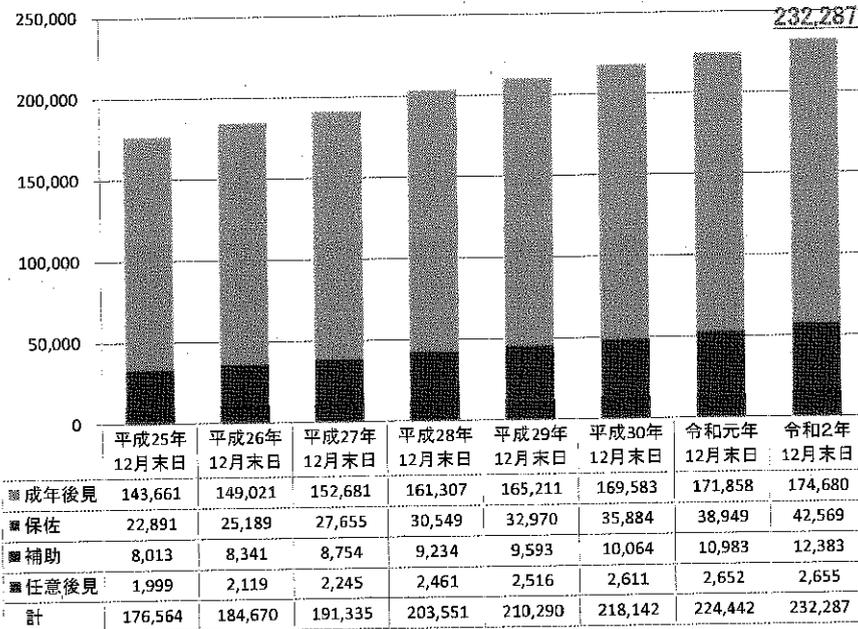
- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(受任調整等)、④後見人支援等の機能を整備
 - 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体等の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関」の整備
- 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

- 各地域において、適切な後見人候補者を家裁に推薦する取組を順次実施
また、平成31年1月、最高裁から各家裁に適切な後見人の選任等に関する基本的考え方(親族等の候補者がいる場合、まず親族を選任する方向で検討することや柔軟に後見人の交代を行うこと)を情報提供
各家裁において、専門職団体との意見交換を実施。一部の家裁で上記基本的考え方に沿った運用を開始
- 最高裁が診断書の書式を改訂し、平成31年4月から運用を開始
- 4つの機能整備や中核機関等の体制整備に関する各種手引きの作成、研修の実施、地域の先進的事例を周知
- 平成30年度から、中核機関の運営費に係る交付税を措置。令和元年度から、中核機関の立ち上げ・先進的取組への予算補助を措置
- 平成30年3月、金融関係団体や関係省庁等により、成年後見制度支援預貯金(出金に家裁の許可を必要とする預貯金)の考え方を取りまとめ。金融機関において順次導入

成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞



＜認知症者数 ※1＞

約600万人(推計値:令和2年)

＜軽度認知障害 ※2＞

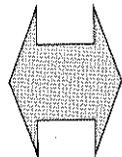
約400万人(推計値:平成24年)

＜知的障害者数(在宅) ※3＞

約 96万人(平成28年)

＜精神障害者数(外来) ※4＞

約389万人(平成29年)

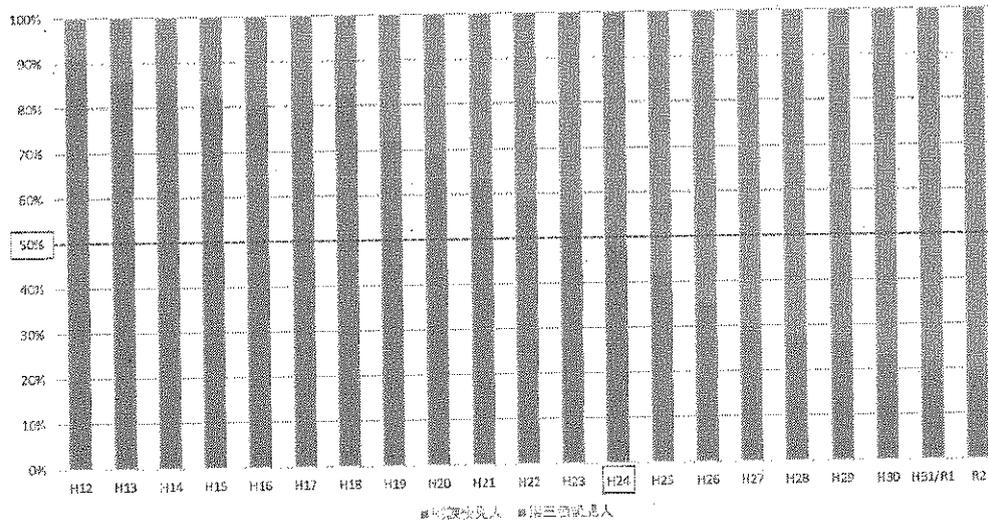


※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)
 ※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 萩田隆)
 ※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」
 ※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係性について、親族後見人(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。
- 平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。

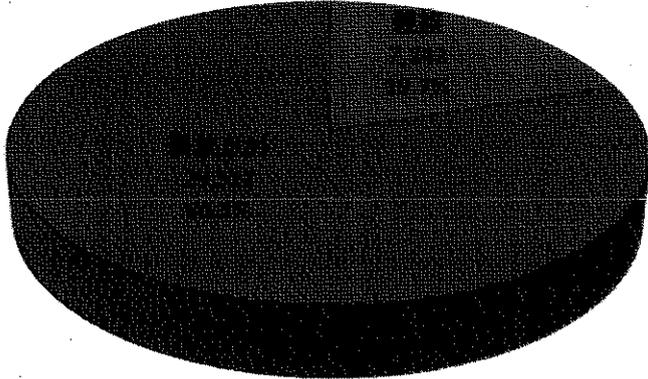


(%)	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.0	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3

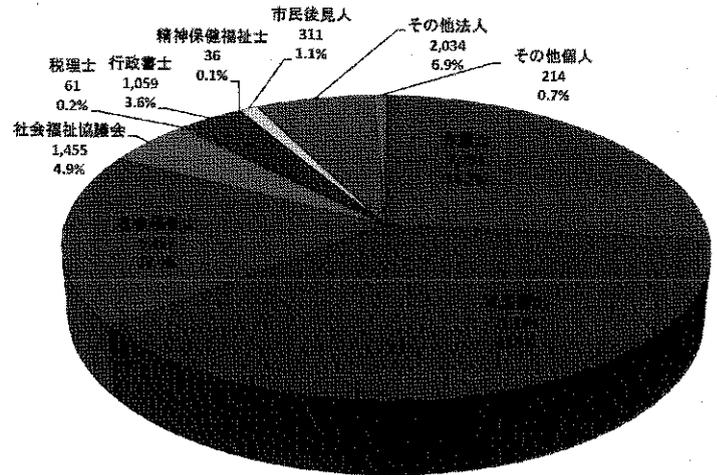
(出所)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。
 ※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
 ※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20～1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

成年後見人等と本人との関係

○親族、親族以外の別



○親族以外の内訳



(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 一令和2年1月～12月一」

(注1) 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの(36,764件)を母数としており、1件の終了事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終了した事件総数(34,520件)とは一致しない。

(注3) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人304件、司法書士法人472件、税理士法人0件、行政書士法人10件であった。)

(注4) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と数族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を指す(※2、3)。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した団体を集計したものである。

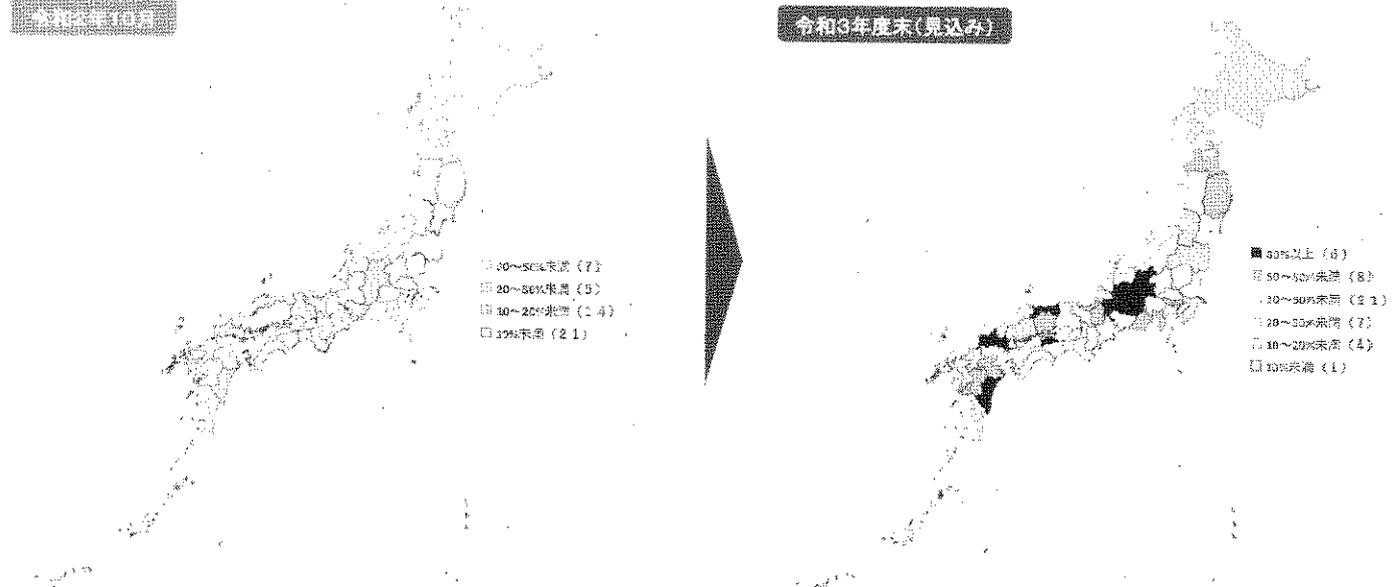
※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

成年後見制度利用促進の体制整備の状況等について

- 基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、全市町村における①中核機関等の整備※、②市町村計画の策定、③協議会の設置を、KPIとして設定している。
※まずは広域・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実等は段階的・計画的に取り組むものとしている。
- 今後も、中核機関等の整備など、市町村等による体制整備を進めていく。

【①中核機関等の整備】	令和2年10月時点: 678市区町村 (38.9%)	⇒	令和3年度末見込: 961市区町村 (55.2%)
【②市町村計画の策定】	令和2年10月時点: 285市区町村 (16.4%)	⇒	令和3年度末見込: 1,021市区町村 (58.6%)
【③協議会の設置】	令和2年10月時点: 304市区町村 (17.5%)	⇒	令和3年度末見込: 658市区町村 (37.8%)

<都道府県別の中核機関の整備状況>



(出所)厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果を用いて、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

第二期基本計画の閣議決定に向けたスケジュール予定

令和3年8月4日 中間とりまとめ 公表

8月23日 **第10回 成年後見制度利用促進専門家会議**
・委員及び当事者団体等からの意見「現場から見た中・長期的課題について」

9月～ **ワーキング・グループでの継続検討**

10月25日 **第11回 成年後見制度利用促進専門家会議**
・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告
・各WGにおける主な意見の確認
・委員意見交換

12月15日 **第12回 成年後見制度利用促進専門家会議**
・「次期基本計画に盛り込むべき事項最終とりまとめ」(案)に係る意見交換等

12月22日 第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項
最終とりまとめ 公表

令和4年1月頃 **パブリックコメントの実施**

3月頃 **成年後見制度利用促進会議へ「第二期基本計画」(案)の報告
「第二期基本計画」閣議決定**

第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめの構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

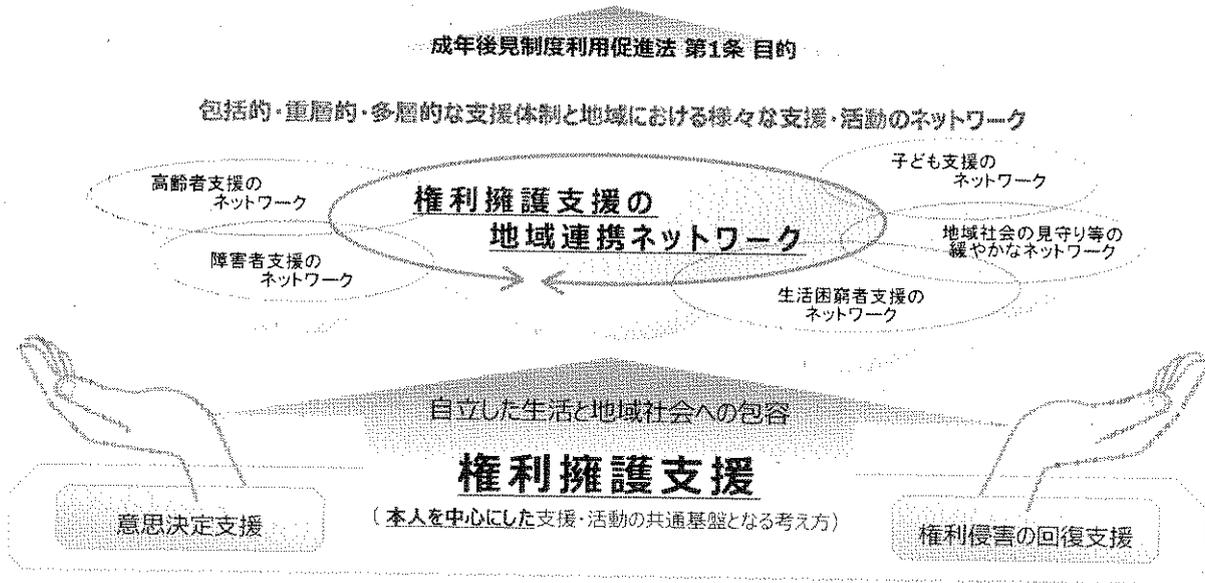
- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
 - (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
 - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 連携・協力による地域づくり -
 - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
- 4 優先して取り組む事項
 - (1) 任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



第二期基本計画の工程表とKPI①

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
		任意後見制度の利用促進	全1,741市町村 全50法務局・ 地方法務局 全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット、ポスターなどによる制度の周知		
担い手の確保・育成等の推進	全47都道府県 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直し検討 都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	全47都道府県 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その対応に応じて実施			市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	全1,741市町村	市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
都道府県の機能強化	全47都道府県	都道府県による都道府県単位での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門委員会は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期基本計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 向 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 通 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・基本的考え方の整理と普及	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	不正防止の徹底と利用しやすさの調和					
・成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク つ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を進捗して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程表の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

第二期成年後見制度利用促進基本計画推進に係る令和4年度予算案の基本的考え方

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

(要求の考え方)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の考え方による要求を行う。

- ① 都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

令和3年度まで

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進

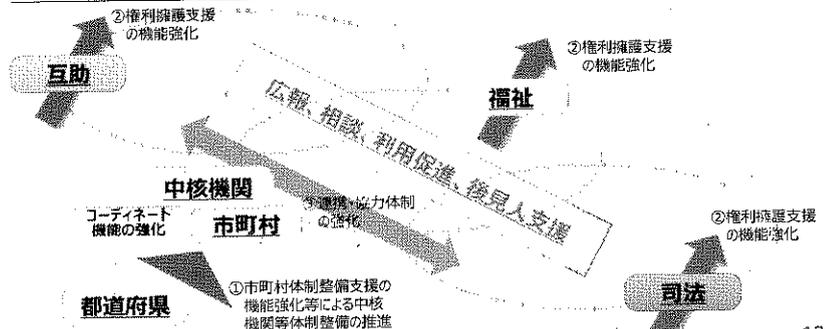
広報、相談が中心

中核機関
市町村

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

令和4年度要求の基本コンセプト

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進 (現行計画の課題への取組)
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化 (次期計画の推進)
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化 (次期計画の推進)



令和4年度の都道府県及び市町村における取組について

令和4年度予算案等

- 第二期計画の考え方や内容を踏まえ、各自治体における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を更に推進する。
- このため、令和4年度予算案では、
 - ・自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県の機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等）
 - ・多様な主体による権利擁護支援の機能強化（意思決定支援研修、オンライン活用等）
 - ・権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業などに必要となる経費を予算計上し、支援を行う。

依頼・連絡事項

- 第二期計画の最終とりまとめにおいて令和6年度末までのKPIとして示された「優先して取り組む事項」について、都道府県と市町村に関する以下の取組みを進めていただきたい。
- 都道府県においては、
 - ①協議会の設置、②担い手の育成方針の策定と養成研修の実施、③市町村長申立に関する研修の実施、④意思決定支援研修の実施を進めていただき、都道府県単位のネットワークづくりや積極的な市町村支援をお願いします。
- 市町村においては、
 - ①制度や窓口の周知、②中核機関の整備、③市町村計画の策定、④利用支援事業の推進 に努めていただきたい。
- 体制を整備した地域においても、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実することを願います。

県内の権利擁護・成年後見支援センター等

令和元年12月現在

以下の機関では、高齢者や障害者等の権利擁護に関する相談業務等（成年後見制度の利用支援等）を行っております。

A

長浜市成年後見・権利擁護センター
長浜市／社会福祉法人長浜市社会福祉協議会

● **長浜市地域福祉センター**
所在地：長浜市高田町12-34（ながはま文化福祉プラザ3階）
電話：0749-62-1804
対象地域：長浜市

● **木之本センター**
所在地：長浜市木之本町千田53
電話：0749-82-5419
対象地域：長浜市

I

米原市権利擁護センター
社会福祉法人米原市社会福祉協議会

所在地：米原市三吉570
米原市社会福祉協議会内
電話：0749-54-3205
対象地域：米原市

B

高島市成年後見サポートセンター
社会福祉法人高島市社会福祉協議会

所在地：高島市勝野215
高島市社会福祉協議会内
電話：0740-36-8230
対象地域：高島市

H

彦根市権利擁護サポートセンター
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

所在地：彦根市平田町670
福祉センター別館1階
彦根市社会福祉協議会内
電話：0749-22-2855
対象地域：彦根市

C

大津市権利擁護サポートセンター
認定NPO法人あさがお

所在地：大津市浜大津4丁目1-1
明日都浜大津4階
電話：077-523-7558
対象地域：大津市

G

NPO法人まちの相談室よりそい
NPO法人まちの相談室よりそい

所在地：東近江市八日市野々宮町1-6
電話：0748-56-1085
対象地域：東近江市
（相談については他地域でも対応）

D

NPO法人成年後見センターもだま
NPO法人成年後見センターもだま

所在地：草津市野村8丁目5-19
サニーハイツピア105号
電話：077-598-0246
対象地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

F

**東近江圏域成年後見サポートセンター
E-SORA（いいそら）**
社会福祉法人グロー（GLOW）

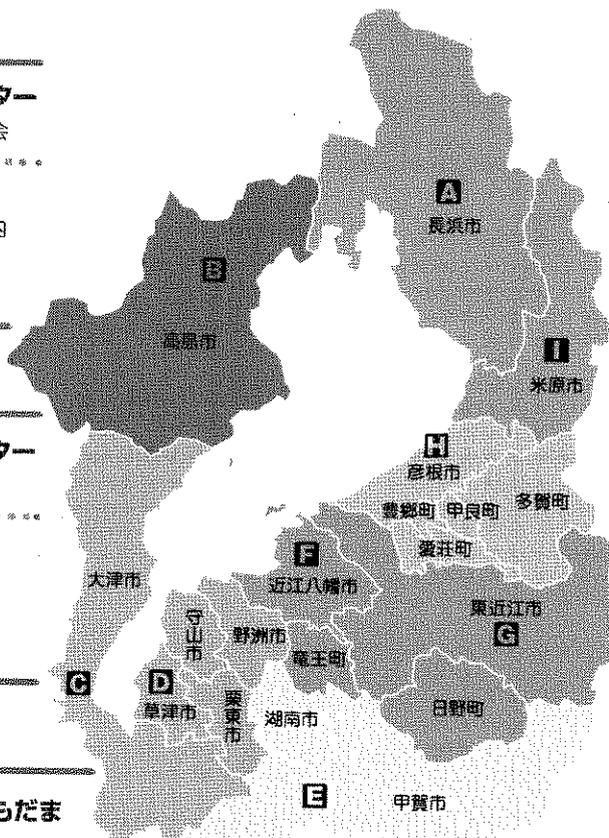
所在地：近江八幡市安土町下豊浦4837-2
電話：0748-46-8128
対象地域：近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町

E

NPO法人甲賀・湖南成年後見センター ばんじー
NPO法人甲賀・湖南成年後見センター ばんじー

所在地：甲賀市甲南町野田810 甲南第一地域市民センター
電話：0748-86-6161
対象地域：甲賀市、湖南市

※地図の着色は各圏域を示しており、各センター等の対象地域とは異なりますので、ご注意下さい。



■上記のほかに、滋賀県高齢者権利擁護支援センター（認定NPO法人あさがお）、滋賀県権利擁護センター（滋賀県社会福祉協議会）において、滋賀県全域を対象とした啓発・研修事業や市町担当者等からの相談対応業務等を行っております。

市町への成年後見制度に関するご相談は…

市町名	課名	電話	ファックス
大津市	福祉政策課	TEL : 077-528-2740	FAX : 077-523-0412
草津市	長寿いきがい課	TEL : 077-561-2362	FAX : 077-561-2480
	障害福祉課	TEL : 077-561-2363	FAX : 077-561-2480
守山市	地域包括支援センター	TEL : 077-581-0330	FAX : 077-581-0203
	障害福祉課	TEL : 077-582-1168	FAX : 077-581-0203
栗東市	長寿福祉課	TEL : 077-551-1940	FAX : 077-551-0548
	障がい福祉課	TEL : 077-551-0304	FAX : 077-553-3678
野洲市	高齢福祉課	TEL : 077-587-6074	FAX : 077-586-2176
	障がい者自立支援課	TEL : 077-587-6087	FAX : 077-586-2177
甲賀市	福祉医療政策課	TEL : 0748-69-2155	FAX : 0748-63-4085
湖南市	高齢福祉課	TEL : 0748-71-4652	FAX : 0748-72-1481
	社会福祉課	TEL : 0748-71-2364	FAX : 0748-72-3788
東近江市	福祉総合支援課	TEL : 0748-24-5641	FAX : 0748-24-5693
	障害福祉課	TEL : 0748-24-5640	FAX : 0748-24-5693
近江八幡市	長寿福祉課	TEL : 0748-31-3737	FAX : 0748-31-3738
	障がい福祉課	TEL : 0748-31-3711	FAX : 0748-31-3738
日野町	福祉保健課	TEL : 0748-52-6573	FAX : 0748-52-0089
竜王町	福祉課	TEL : 0748-58-3704	FAX : 0748-58-8019
彦根市	介護福祉課	TEL : 0749-23-9660	FAX : 0749-30-9231
	障害福祉課	TEL : 0749-27-9981	FAX : 0749-30-9231
愛荘町	福祉課	TEL : 0749-42-7691	FAX : 0749-42-5887
豊郷町	保健福祉課	TEL : 0749-35-8116	FAX : 0749-35-4588
	地域包括支援センター	TEL : 0749-35-8057	FAX : 0749-35-4588
甲良町	保健福祉課	TEL : 0749-38-5161	FAX : 0749-38-5150
多賀町	福祉保健課	TEL : 0749-48-8115	FAX : 0749-48-8143
長浜市	高齢福祉介護課	TEL : 0749-65-7789	FAX : 0749-64-1437
米原市	くらし支援課	TEL : 0749-55-8110	FAX : 0749-55-8130
高島市	地域包括支援課	TEL : 0740-25-8150	FAX : 0740-25-8054
	障がい福祉課	TEL : 0740-25-8516	FAX : 0740-25-8054

発行：滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話：077-528-3522 FAX：077-528-4851 e-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp